

空き家の有効活用をお考えの所有者の方へ 「空き家情報」を登録しませんか！

空き家の有効活用および定住促進のため、売却・賃貸が可能な「空き家情報」を所有者の方から募集しています。集めた情報は、町のホームページ(南越前町空き家情報バンク)に掲載して町内外の購入(賃借)希望者にお知らせしています。

◇空き家をお持ちの方◇

《空き家情報バンク登録から契約まで》

①登録申込み

「登録申込書」「登録カード」を企画財政課へ提出し、申込みます。

②仲介をする宅建物取引業者(宅建業者)の選定

所有者の方と入居希望の方との仲介を行う宅建業者の選定を福井県宅建物取引業協会へ企画財政課から依頼します。
※宅建物取引業法による手数料が必要です。

③町のホームページに掲載

「物件の概要」などを町のホームページに掲載します。

④交渉・売買(賃貸)契約

宅建業者を仲介して入居希望の方と交渉、売買(賃貸)契約します。

◇空き家へ入居希望の方◇

①空き家情報の取得

町のホームページから「物件の概要」など空き家情報を取得します。

②宅建業者に連絡

希望物件があった場合、掲載されている宅建業者に連絡します。

③交渉・売買(賃貸)契約

宅建業者を仲介して所有者の方と交渉・売買(賃貸)契約します。

※購入・賃貸の決定にあたっては、内容などを十分に確かめ、自己の責任で判断してください。

※売買(賃貸)や入居後のトラブルが生じても町では責任を負いかねます。事前によく話し合いをしてください。詳しくは町ホームページ「空き家情報バンク」のバナーをクリックしてください。

問合せ

企画財政課 ☎47-80013

<http://www.town.ninamiechizen.fukui.jp/>

登録統計調査員を募集します

南越前町では、統計法に基づく各種指定統計調査に、調査員として活動していただける方を募集します。

■統計調査員とは

統計調査には、統計法に基づき「基幹統計」と呼ばれる国勢調査や経済センサス、工業統計調査などさまざまな調査があります。統計調査員は、世帯や事業所といった調査対象を訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収・点検といった、統計調査の仕事の中でも、基本的に重要な部分を受け持っています。

■調査員の仕事の内容

- ・ 調査員事務説明会への出席
- ・ 調査の準備
- ・ 調査票の記入依頼と配布
- ・ 記入された調査票の回収
- ・ 集めた調査票の点検と整理
- ・ 調査関係書類の提出 … など

■調査員の身分

調査員は、総務大臣や県知事などから統計調査の都度任命され非常勤の公務員となります。そのため調査員には、調査で知り得たことや調査票の記入内容をほかに漏らしてはならないという守秘義務が課せられます。なお、調査活動中に災害にあつ

た場合には、公務災害補償が適用されます。

■応募資格

- ・ 年齢が20歳以上で健康な方
- ・ 責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・ 調査上知り得た秘密を保護できる方
- ・ 税務、警察、選挙事務等に直接関係のない方

■その他

調査員の選任は、調査の規模、登録いただいた方のお住まいの地域の状況などを考慮して行い、調査実施前に従事依頼のご案内をいたします。

■応募方法

「統計調査員登録申請書」「意向確認書」を企画財政課に提出してください。

■問合せ

企画財政課 ☎47-80013

登録を希望される方、統計調査に興味をお持ちの方はお問い合わせください。

